

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の 一部を改正する法律について

令和2年6月12日
IPネットワーク設備委員会
事務局

電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律について

- 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」(2019年12月情報通信審議会答申)では、辺地、離島等の地域において電話の提供に用いるメタル回線について、老朽化した場合の再敷設や、豪雨災害等により故障した場合の補修が大きな経済的負担となっていることを踏まえ、NTT東西による他者設備利用(携帯電話網)の活用等、提供手段の効率化を実現し、将来にわたり電話を低廉に利用できる状況を持続的に確保する旨が提言。
- 上記答申を踏まえ、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出し、2020年5月22日に公布(令和2年法律第30号)。答申を踏まえた改正部分は、公布日から1年以内に施行。

法律の概要

- NTT東西が提供する加入電話は、自社設備による提供が義務付けられ、赤字が発生しており、人口減少の急速な進展に伴い経済的負担が更に膨らむおそれ。

☞ 加入電話の収支はNTT東西で361億円の赤字(2018年度)

- 昨今の災害発生状況を踏まえ、災害時の加入電話の迅速な復旧が課題。

【NTT法関係】

NTT東西が、所要の要件※を満たす場合に限り、総務大臣の認可により、他の電気通信事業者の設備(無線設備)を用いて電話を提供することを可能とする等の制度整備を行う。

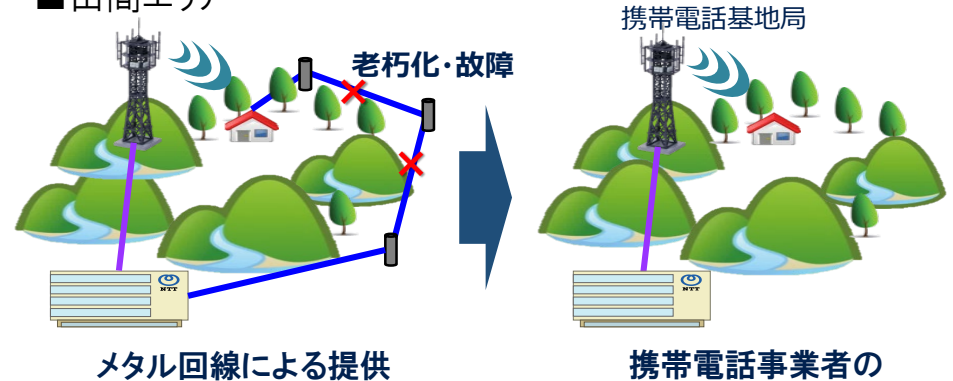
※ 利用範囲、安定的な提供体制、公正な設備調達等

【電気通信事業法関係】

適格電気通信事業者に対して総務省令で定める技術基準への適合維持を義務付ける等の制度整備を行う。

他者設備の利用イメージ(想定)

■ 山間エリア



■ 離島エリア

